

同窓会規定細則

第 1 章 資産及び会計管理規定

- 第 1 条 本会の資産は正会員の会費寄付金その他の諸収入金に拠り会長が管理する。現金及び有価証券は総会の議決を経て確実な銀行その他に預け入れて保管する。
- 第 2 条 本会の経費は会長にて毎年度予算を編成し年度開始前に総会の議決を経るものとする。前項の経費は毎年度会長が決算し年度終了2ヶ月以内に常任理事会の承認を経て総会に提出、承認を得ると共にこれを公告するものとする。
- 第 3 条 前条の決算にて歳計に剰余が生じたときは、総会の議決により積立金とし又は翌年度の歳入に繰入れるものとする。積立金は総会の議決を経て基本財産に繰入れることができる。
- 第 4 条 基本財産より生ずる利子はこれを基本財産に繰入れ、経常費預け入れによって生ずる利子は当該年度の経常費に繰入れるものとする。

第 2 章 庶務規定

- 第 5 条 本会の庶務会計は、会長の委嘱を受けて常任理事がこれに当たる。
- 第 6 条 校内常任理事は校外常任理事と連絡を密にし、互いに協力会務の円滑なる遂行を期するために下記の所要品を保有管理する。
1. 会則並びに細則規定
 2. 会員名簿・同窓会誌
 3. 各種印章
 4. 各種記録
 5. 会員並びに各支部との連絡文書
 6. 各種領収書伝票並びに会計諸帳簿、預金帳、その他会計記録
 7. その他所要備品類

第 3 章 委員会運営規定

- 第 7 条 会長は、必要に応じ、一つまたは複数の委員会を設置することができる。委員会は、会長の諮問・委嘱事項及び総会・常任理事会の議決事項の執行に当たる。委員長は会長が理事より選任し、委員は委員長が正会員に依頼し会長が委嘱する。
- 第 8 条 委員会は目的達成のための活動計画を作成し、常任理事会の承認を得なければならない。
- 第 9 条 常任理事会は委員会に対し必要に応じて活動報告を求めることができる。委員会は年度ごとの活動結果を常任理事会の承認を得て、総会に報告しなければならない。
- 第 10 条 委員会の活動費用は同窓会予算から必要一定額を委員長に配付する。委員長は帳票類の管理を行い、年度末または活動終了時に会計の監査を受ける。余剰金は速やかに返納する。
- 第 11 条 会長は、その委員会活動を取りまとめるために各委員会で構成される拡大委員会を設置することができる。拡大委員会の委員長は各委員会の委員長から互選する。

第 4 章 弔慰規定

- 第 12 条 会員の死亡に際して下記の如く弔慰する。
1. 卒業後5年以内の正会員は、金一万円（または楮1対）
 2. 本会の活動に功績のあった理事・役員死亡については、県西同窓会の発展への寄与に鑑み、会長または常任幹事会の判断で、金一万円（または楮1対）

(平成 29 年 5 月 20 日改正)